

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条第3項に基づき、この法人との会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(正会員)

第2条 この法人の目的、事業に賛同する者は、理事会の承認を受け、入会金及び年会費を納入することによって、この法人の正会員となることができる。

(利用会員及び特別会員)

第3条 この法人の目的、事業に賛同する次の者は、理事会の承認を受け、入会金及び年会費を納入することによって、この法人の利用会員又は特別会員となることができる。

- (1) 特例民法法人
- (2) 公益社団法人、公益財団法人
- (3) 一般社団法人、一般財団法人
- (4) NPO法人
- (5) 前各号に該当しない民間の非営利組織

(賛助会員)

第4条 この法人の目的、事業に賛同する者は、理事会の承認を受け、年会費を納入することによって、この法人の賛助会員となることができる。

(社員総会への報告)

第5条 代表理事は、新たに前各条の会員になった者について、その属性及び承認した理由を社員総会に報告しなければならない。

(入会手続)

第6条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(年会費及び入会金)

第7条 会員は、入会するときに入会金並びに年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。

2 入会金及び年会費は会員種別に応じて下記の各号のとおりとする。

- (1) 正会員 入会金 5万円 年会費 120,000円 (月額 10,000円)
- (2) 利用会員 入会金 5万円 年会費 120,000円 (月額 10,000円)

(3) 特別会員 入会金なし 年会費 12,000 円 (月額 1,000 円)

(4) 賛助会員 入会金なし 年会費 一口 5,000 円

(利用会員の特典)

第8条 利用会員は、メール等による無料相談を含め、個別具体的に運営等に関するサポートを受けることができる。尚、受けられるサポート内容については、入会時に協議の上決定する。

2 利用会員は、当法人が行う研修会に無料で参加することができる。

(特別会員の特典)

第9条 特別会員は、メールによる無料相談及び月に3回以内の電話による無料相談を受けることができる。

2 特別会員は、当法人が行う研修会に低価格で参加することができる。

(会費の使途)

第10条 第7条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(補則)

第11条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

附則

第1条 この規程は、平成23年10月23日より実施する。(平成23年10月22日理事会決議)

第2条 平成23年6月15日以前に入会した特別会員は、従前の定めによる。